

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1～別添 3 の JIS案作成対象テーマについて、制定、改正又は廃止する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C5954-7	光伝送用能動部品－試験及び測定方法－第7部：単心波長多重並列伝送用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices－Test and measurement procedures－Part 7: Optical transmitting and/or receiving modules for single fiber wavelength division multiplexing	光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールには、JIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つに、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な単心波長多重並列伝送(1波長当たり10Gbit/s～25Gbit/sのデータレートをもつ複数の波長を1本のファイバに通して伝送)があり、現在急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの試験および測定方法 5 附属書(送信及び受信特性標準表)	—	—	—	第2条の該当号： 第4号(試験方法、測定方法) 対象事項： 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月
JSA	06 電子	制定	C5955-3	光伝送用能動部品－性能標準テンプレート－第3部：単心波長多重並列伝送用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices－Performance standard template－Part 3: Optical transmitting and/or receiving modules for single fiber parallel transmission link	光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールには、JIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)が主に使用されていたが、通信容量の急速な増加に伴い、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な単心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)の導入が急速に進んでいる。しかしながら、既存のJIS C 5955-1では、この単心波長多重並列伝送の性能項目を適用対象としておらず、この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、単心波長多重並列伝送の性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの性能標準テンプレート	—	—	—	第2条の該当号： 第1号、第4号(性能、試験方法、測定方法) 対象事項： 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6189	光反射減衰量測定器試験方法	Test methods of optical return loss meters	この規格は、光ファイバを用いた光部品の光反射減衰量を測定する光反射減衰量測定器の試験方法について規定している。光伝送路で発生する反射光は、光信号の伝送品質に悪影響を及ぼす。光反射減衰量測定器は、こうした反射光の大きさを測定するための計測器であり、光伝送路の維持管理に必要不可欠である。 一方、2011年にJIS C 61300-3-6(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験及び測定手順-第3-6部: 反射減衰量測定)が制定され、その中で、OCWR(連続光反射率測定)、OTDR(時間領域光反射率測定)、OLCR(低コヒーレント光反射率測定)、OFDR(周波数領域光反射率測定)の四つの測定方法が規定されたが、この規格はこれ以前の2004年に制定され、OCWRによる測定方法に適用される光反射減衰量測定器だけを対象としており、その他の測定に用いる測定器は対象としていない。しかし、この規格の適用範囲では測定方法を特に明確に限定しておらず、JIS C 61300-3-6に規定された全ての測定方法には対応していないため、混乱が生じている。このような状況から、この規格の適用範囲を、OCWRを用いた測定器であることを明記し、JIS C 61300-3-6と整合するようJISを改正する必要がある。 また、この規格は、精度の算出式をJIS C 6183(光スペクトラムアナライザ試験方法)を引用しているが、2018年にJIS C 6183が改正され、測定精度が、従来の精度による表記から国際規格に準拠した不確かさによる表記に変更されたことに伴い、この規格においても測定精度の表記を不確かさによる表記に改正する必要がある。	この規格の改正によって、試験における光反射減衰量の測定方法が適正に運用されることになるとともに、光反射減衰量測定器の測定精度の規定が国際規格に統一でき、測定器の試験を円滑に実施することが可能となることから、製品の開発・製造が容易となり、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①適用範囲において、適用対象を明確化するため、JIS C 61300-3-6に規定されているOCWR法を用いた測定器に限定することを明記する。 ②測定誤差の表記方法において、現行の「精度」による表記から、国際的に適用されている「不確かさ」による表記に改める。 ③試験に用いる「基準光反射器」の反射率及びその不確かさを、JIS C 61300-3-6に従って評価すべきことを新たに規定する。 ④不確かさ表記に対する数学的な根拠を解説するための附属書を追加する。 ⑤同じ製品群に属する測定装置のばらつきから、製品群全体の不確かさを求める手法を解説した附属書を追加する。	-	-	-	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 光反射減衰量測定器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ 欠点: い、ずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月
JSA	06 電子	改正	C6190	光ファイバ用光源試験方法	Test methods for fiber optic test sources	この規格は、発光波長が400~1 800 nmの範囲の、強度変調されていない連続光を出力するファイバコネクタ用の出力端子をもつ光源の試験方法について規定している。現行規格は、1993年に制定された。その後、類似の光源である波長可変光源の校正方法に関する国際規格IEC 62522が2014年に制定され、その国際規格に対応したJIS C 6191(波長可変光源試験方法)が2019年に制定された。これに伴い、現行規格とJIS C 6191との規定内容の相違点などを検証した結果、試験対象のパラメータである、ピーク波長、中心波長、スペクトル幅などについて定義を明確化する必要があること、精度(誤差の限界値)の定義式を実態に即して改めること、並びに精度及び誤差表記に加え、不確かさ表記を追加する必要があることなどが明確となった。このような状況から、国際的な技術の実態に即した内容に整合させるため、JISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、試験における測定の内容が明確になるとともに、測定精度の表記が国際的な動向とも整合する。これによって、光ファイバ用光源の試験手順を標準化することができ、光ファイバ用光源の精度の均一化、及び国際商取引の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ①ピーク波長、中心波長、スペクトル幅などの用語について、用語及び定義を追加する。 ②精度(誤差の限界値)の定義式を技術の実態に即して改める。また、精度、誤差表記に加え、国際的な動向を踏まえ、“不確かさ”表記を追加又は併記する。	-	-	-	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 光ファイバ用光源	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ 欠点: い、ずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

2021年2月24日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準 作成委員会	制定/ 改正/ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は, 現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は, 現行JISの英文名 称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C6181	レーザー放射パワー及びエネルギー 測定用検出器, 測定器及び測定 装置	Power and energy measuring detectors, instruments and equipment for laser radiation	この規格は、IEC 61040:1990 “Power and energy measuring detectors, instruments and equipment for laser radiation” を基に 一致規格のJISとしたものであるが、対応国際規格であるIEC 61040が、2011年8月12日に体系の整理統合のため廃止された。 我が国においても同様の状況のため、国際標準を国内規格化し たJISとしての存在意義を失うこととなった。さらに、この規格を引用 する法規類や他の光通信関連の規格もなく、国内独自の規格とし ての意義も認められないことから、この規格を廃止する。	IEC 61040:1990 Power and energy measuring detectors, instruments and equipment for laser radiation	IDT	無	2021年4月